大分県作業療法協会ロゴマーク、キャッチフレーズならびにイメージキャラクター「おってぃー」使用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人大分県作業療法協会(以下、本会という。) ロゴマーク、キャッチフレーズならびにイメージキャラクターおっていーのデザイン(以下、デザイン等という。) を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

(デザイン等使用目的)

第2条 県民への作業療法の啓発・普及に利用することを目的とする。

(使用の許可・取り消し)

- 第3条 デザイン等を使用できる者は本会会員とする。
- 2 会長はデザイン等の使用がこの規則の内容に違反していると認められるときは、使用を中止 させることができる。

(使用料)

第4条 使用料は無償とする。

(使用の際の遵守事項)

- 第5条 おってぃーを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 第2条の内容に則した使用であること。
 - (2) 定められた色、形式を正しく使用すること。

(規則の変更)

第6条 この規則は、執行役員会の議決がなければ変更できない。

附則

この規程は、平成27年5月24日から施行する。